

お知らせ

東京都

東京都は、東京都練馬区下石神井四丁目、上石神井一丁目及び上石神井二丁目地内において、東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第五号線及び六号線の事業を行います。都市計画法の事業認可の告示は令和六年三月六日です。

このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得してまいりますので、次のとおりお知らせいたします。

1 本事業の概要について

東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道西武鉄道新宿線付属街路第五号線及び六号線は、練馬区下石神井四丁目、上石神井一丁目及び上石神井二丁目地内における総延長約六百メートル、計画幅員六から十五メートルの東西方向の付属街路です。

2 1) 用地取得について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方などと、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡したり、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

(2) 土地収用法に基づく権利について

土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁判申請請求、補償金支払請求及び明渡裁判申立てを行うことができます。

3 1) 土地価格の固定について

東京都は、令和六年三月六日以後、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直します。

(2) 建築等の制限について

令和六年三月六日からは、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事等の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更。
- ・ 建築物や工作物の建設。
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積。

(3) 土地建物の売買の制限について

令和六年四月五日からは、事業地内の土地建物売る場合は、事前に、買い主や予定金額などを、東京都へ届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

4 事業地の範囲がわかる図面は、杉並区都市整備部管理課、練馬区土木部計画課及び西東京市まちづくり部交通課に備えてあり、閲覧することができます。

なお、このお知らせについて、ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、左記へお問い合わせください。

施行者 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都建設局道路建設部鉄道関連事業課

電話〇三(五三三)〇五三四八

連絡先 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号

公益財団法人 東京都道路整備保全公社用地部用地推進課

電話〇三(五九八九)〇三三三

